

最低賃金制度の拡充策

橋木 俊詔

京都大学経済学部教授

1 はじめに

日本の所得分配が不平等化していることは確実である。ただし、その不平等化の程度がどれほどであるか、なぜ不平等化が進展しているか、そしてその不平等化を阻止する必要性の是非、等々を巡って論争がある。

もう1つの論点は、国民の中で貧困に悩む層の比率が増加している、という事実である。所得分配の不平等化が進行しているとしても、国民のすべてが貧困にいないという事が確認されるなら、所得分配の不平等化を批判する声は小さくなる。しかし、貧困層の数が減少するどころか、増加の傾向にあるということであれば、所得分配の不平等化を容認する人も含めて、多くの人がそのことを気にするであろう。なぜならば、貧困に苦しむ人の数が増加するということは、生きていいくという基本的な人権すら達成されていないと理

解できるからである。

最近OECD（経済協力開発機構）が日本の貧困に関して衝撃的なレポートを出版した。それは表1に示されている。OECD諸国の貧困率（国民のうち何%の人が貧困層であるかを示す比率）を比較研究したものである。貧困率の計測、特に国際比較というのは、非常に困難なことである。国によって貧困の定義が異なるし、家族の人数の差をどうとらえるか、生活水準の差をどう評価するか、といった困難を克服する必要がある。このためOECDは「各国の中位所得の50%以下の所得しか稼いでいない人」を貧困者と定義し、かつ家族人数も共通の尺度で調整している。

もとより、この定義は国際比較用であり、完璧でないが、表1によってわかる衝撃的な事実は、日本がOECD諸国の中で第5番目の高い貧困率の国ということである。第1位はメキシコ、第2位はアメリカ、第3位はトルコ、第4位はアイルランド、そして日本も15.3%の高位に位置している。

これら5カ国のうち、メキシコとトルコはまだ中進国といってよく、これらの国の貧困率が高いことは、日本と直接比較してもさほど意味がない。先進国に限定すると、アメリカに次いで貧困率が高いのがアイルランド、そして日本ということになる。日本は先進国の中で、非常に高い貧困率の国になってしまったのである。ちなみに、日本の貧困率は1994年で8.1%に過ぎなかった。ここ10

たちばなき としあき

1943年生。大阪大学大学院経済学研究科修士課程修了、ジョンズ・ホップキンズ大学大学院博士課程修了。京都大学経済研究所助教授、教授を経て現職。著書に『企業福祉の終焉』『封印される不平等』『リスク社会を生きる』（編著）など多数。

表1 OECD諸国の貧困率(%)

1	メキシコ	20.3
2	アメリカ	17.0
3	トルコ	15.9
4	アイルランド	15.4
5	日本	15.3
6	ポルトガル	13.7
7	ギリシャ	13.5
8	イタリー	12.0
9	オーストラリア	11.9
10	スペイン	11.5
11	イギリス	11.4
12	ニュージーランド	10.4
13	カナダ	10.3
14	ドイツ	10.0
15	オーストリア	9.3
16	ポーランド	8.2
17	ハンガリ	8.1
18	ベルギー	7.8
19	フランス	7.0
20	スイス	6.7
21	フィンランド	6.4
22	ノルウェー	6.3
23	オランダ	6.0
24	スウェーデン	5.3
25	チェコ	4.4
26	デンマーク	4.3
	OECD全体	10.7

注：国につけられたカッコ内の数字は貧困率が高い順序である。

出所：OECD(2004), Income Distibution and Poverty in OECD Countries in the Second Half of the 1990s.

年弱の間に2倍弱も上昇したのである。

本稿では、深刻になっている日本の貧困を説明する要因として重要な最低賃金制度について論じる。もとより、貧困率の上昇には様々な理由がある。例えば、失業率の増加、労働者のうち非正規労働者（パートタイマー、アルバイター、契約社員、派遣社員）の比率が増加、失業保険制度の未成熟、生活保護制度の不十分さ、等々で示されるように、様々な理由がある。本稿においてそれらすべての理由を論じることは不可能なので、最低賃金制度についてのみ論じる。

2 最低賃金制度とは何か

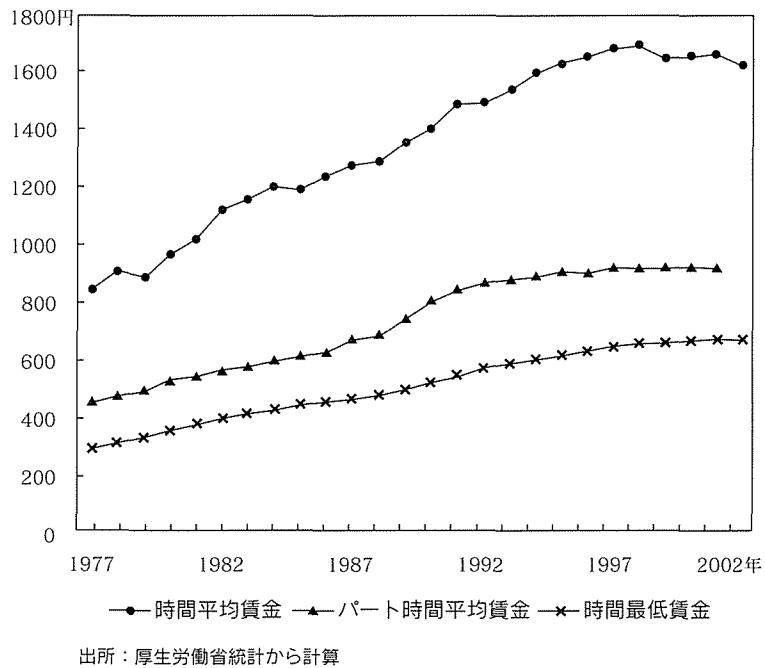
最賃とは法律によって、これ以下の賃金を支払ってはならないと決めたものである。ほとん

どの先進国で最低賃金法は存在しているので、その価値の高さと必要性に合意はある。賃金が非常に低いと、生活に困窮することになりかねないので、ある一定額以上の賃金を払って労働者の最低生活の保証を行うのが、最賃成立の精神である。

憲法において、国民に最低限の文化的な生活を保証すべしとあるので、最賃法は国家の義務を明記しているともいえる。しかし、どの法律でもそうであるように、理想と現実には差があるし、実行の段階で様々な課題を抱えている。そのことを少し考えてみよう。

わが国の最賃制度は、労使の代表と中立委員の参加によって、中央・地方最低賃金審議会を設け、中央政府と府県が最低賃金を決定して、それを法律によって効力を持たせる方式で運営されている。従って、基本的には公共部門が最賃制の主た

図1 全国の一般労働者・パート労働者の時間あたり平均賃金と最低賃金の変遷



出所：厚生労働省統計から計算

る施行者である。他の国はどうであろうか。大別して次の5つの方式がある。

- (1) 政府が法律によって最賃額を決定：フランス、オランダ、イギリス、アメリカ、等々
- (2) 全国レベルの労使団体交渉で最賃額を決定：ベルギー、デンマーク、等々
- (3) 産業別の団体交渉で最賃額を決定し、それを交渉外の人にも適用：オーストリア、ドイツ、イタリア
- (4) 団体交渉で最賃額を決定するが、それを交渉外の人に適用しない：フィンランド、ノルウェー、スウェーデン
- (5) 低賃金産業に部分的に適用：アイルランド

以上の5つの方式でわかつることは、中央政府ないし地方政府に決定をまかせているか、それとも民間企業の団体交渉に任せているかが、大きな違いである。日本はこの中でいえば、(1) の方式に該当するとみなせる。

最低賃金額の決定はどの国においても、地域、産業、年齢、勤続年数、職業、等によって細かく

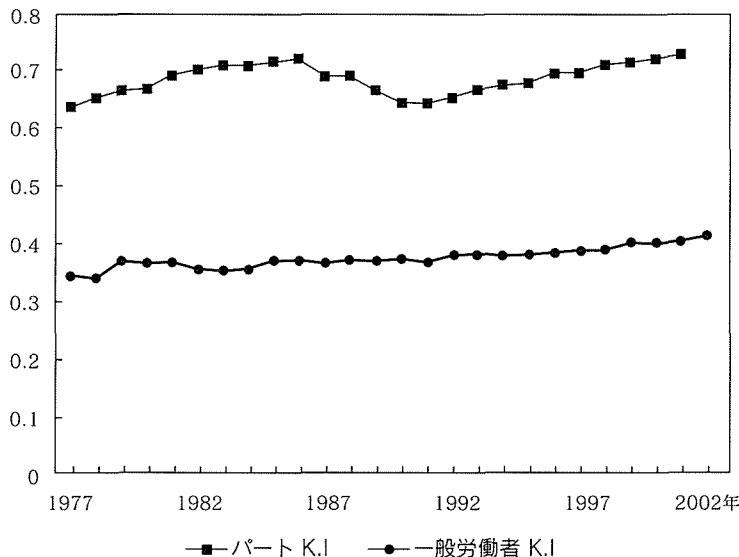
差がついている。わが国の特色は、これらの变数のうち地域と産業による差は考慮されているが、他のほとんどの国で考慮されている年齢が対象として入っていないことがある。

3 最低賃金制度の現状

わが国では最低賃金はどの程度の額なのだろうか。最賃は労働者の平均賃金と比較すればもっともわかりやすいので、過去から現在までの一般労働者（フルタイマーと理解してよい）、パート労働者の時間あたり賃金との比較をしてみよう。それが図1である。

同図によると、一般労働者の賃金上昇率が30年間にわたってもっとも高いことがわかる。しかし、ここ数年は不景気の影響で、やや下降気味である。パートタイマーと最賃はほぼ平行してやや上昇といえるが、両者ともに一般労働者よりも上昇率は低く、かつ絶対額の格差は拡大中である。しかもパートタイマーは一般労働者のほぼ半額、

図2 一般労働者およびパートタイム労働者のKAITZ INDEXの変遷



出所：厚生労働省統計から計算

最賃はパートタイマーの平均賃金よりも150円から200円前後低い。

最低賃金と他の労働者の平均賃金と比較した比率をKaitz（カイツ）指標とも呼ぶが、それを時系列でみたのが図2である。これを一般労働者とパートタイマー別に計算して、両者で異なるかどうかを調べた。この図によると、パートタイマーの指標の方が、一般労働者の指標よりも約40～50%高いことがわかる。具体的には、パートタイマーの比率は0.7前後であり、一般労働者のそれは0.4弱といったところにある。これは分子（すなわち最賃）が共通で、分母の平均賃金に関していえば、パートタイマーのそれが一般労働者より相当低いからである。

もう1つ興味のある事実は、一般労働者の比率がほぼコンスタントであるのに対して、パートタイマーのそれは1980年代後半にやや減少し、その後ゆるやかに上昇している点である。これは景気循環の波に応じて、パートタイマーの平均賃金の変動幅がより大きいことから生じる帰結である。1980年代のバブル好景気によって賃金が上がり、1990年代の不況によって下がったが、こ

れが顕著に現れたのがパートタイマーであることを物語っている。

ここで日本の最賃を他の先進諸国と比較してみよう。さらに日本の生活保護制度との比較によって、どの程度の手厚さかといったことも調べてみよう。

低賃金の労働者は一体どの程度いるのだろうか。わが国の最低賃金額は国際的にみてどの程度の位置にいるのだろうか。それらを示すものとして、衝撃的な事実が表2によってわかる。表2は、OECD諸国のいくつかの国において、1時間あたり最低賃金額、平均賃金額との比較、最賃以下の賃金しか受けていない人の比率、を示したものである。この表は購買力平価によって評価されているので、共通の基盤で比較が可能である。

表2でわかるることは、わが国の最低賃金は、OECD諸国の中でそのレベルに関して、相当の下位にある点である。最賃額について9カ国の中で下から3番目、最賃が平均賃金との比較ではどの程度に定められているかは最下位、最賃以下にいる労働者の比率において下から2番目、である。3つの基準において、他の先進諸国と比較して相

表2 最低賃金額に関する国際比較 (1997年のポンド表示)

	購買力平価に基づいて評価された時間あたり最低賃金額	フルタイマーの中位の賃金に対する最低賃金の比率 (%)	最低賃金以下の賃金しか受け取っていない人の労働者比率 (%)
ベルギー	4.56	50	4
カナダ	3.80	40	5
フランス	3.97	57	12
日本	2.41	31	10
オランダ	4.27	49	4
ニュージーランド	3.18	46	1
ポルトガル	1.65	-	5
スペイン	2.10	32	2
U.S.A	3.67	38	5

出所 : D. Metcalf (1999) "The Low Pay Commission and the National Minimum Wage," *The Economic Journal*, vol. 109, pp. F46-F66.

当然な劣位であることが明白である。

最賃額では最高レベルのベルギーの約半額、平均賃金との相対比較では最高レベルを誇るフランスの約54%、最賃以下の労働者の比率は約10%存在している。最低賃金額の設定が相当抑えられているし、むしろ低すぎるといってよい。しかも、低すぎるのにもかかわらず、最賃以下の賃金しか受けてない人が約1割も存在する。この1割の数字は、そもそも最低賃金法が規則通り機能していないことを意味しており、最低賃金法はザル法といわれても仕方がない。

もう1つの衝撃的な数字は表3によって示される。これは生活保護制度の支給額と、最低賃金法から計算される月額の賃金額を比較したものである。この表によると、最低賃金額の方が、生活保護制度による支給額よりも低くなっていることがわかる。

この事実は次の2点から異常である。第1に、生活保護制度による支給額は、人が最低生きていくだけの生活費保障を念頭にして算出している。もとより、最低生活水準の設定は様々な要因がからむだけに、簡単な作業ではなが、最低賃金額が生活保護支給額より低いということは、最賃

が生きていくだけの生活費を支給していないと理解が可能である。

第2に、最低賃金を受け取る人は労働をしているのに対して、生活保護を受けている人は労働をしていない人が圧倒的に多い。高齢者や傷病者のように働けない人が生活保護を受けている人の大半を占めるので、その可能性が高いのである。労働している人の受け取り分が、労働していない人のそれより低いのは、人間心理として理解が困難であるし、勤労へのインセンティヴとして大きなマイナスである。

これら2つの理由を不自然とみなせるなら、本来ならば最低賃金額の方が、生活保護支給額よりも高いのが正常である。私自身の判断は、生活保護支給額がやや高すぎることも一因であるが、最低賃金額が低すぎることが最大の理由になっている。他の先進諸国との比較においても低すぎたわが国の最低賃金額なので、最賃額の上昇策は緊急を要することである。

4 最低賃金制度をどう改訂するか

前節の分析によってわかったことは、日本の最

表3 最低賃金額と生活保護支給額の比較 (2002年度 月単位の円額表示)

	最低賃金	生活保護	差
東京(23区)	123,520	163,970	-40,450
神戸	117,760	163,970	-46,207
仙台	107,644	156,590	-48,946
那覇	105,376	149,200	-43,824

(注1)最低賃金は平均月間総労働時間を勤労したものと仮定。生活保護は標準世帯(33才男、29才女、4才子)に基づいている。

(注2)最低賃金は個人に関する事、生活保護支給は家計に関する事なので、比較ができないという考え方もありうる。しかし、最低賃金あたりにいる労働者であっても家族がいるケースが多いので、比較可能性がまったくないとはいえない。もとより、夫婦ともに働けば所得は増加するので、生活費の上昇は可能である。最低賃金制度と生活保護制度の比較はこのように様々なケースがあり、比較には注意が必要であることは確かである。しかし、本文でも述べたように、最低賃金が低すぎるという事実はほぼ確実である。

出所：厚生労働省の統計から計算

低賃金制度は不十分にしか用意されていない、ということである。それは（1）低額すぎる最低賃金額、（2）生活保護支給額よりも低いという矛盾、（3）最低賃金額より低い賃金を受領している人が10%前後存在する、ということに要約される。

この現状を打破するためには、最低賃金額の上昇策と、最低賃金法の遵守策というのがもっとも重要となる。ここでは前者の政策について論じてみよう。貧困者の数が増加しているのは、国が貧困ラインと決定している生活保護支給額より低い最低賃金額しか、法によって設定されているにすぎないことが大きな理由となっているからである。最低賃金額を上げることによって、貧困者の数が減少するのは確実である。

中央・地方の最低賃金審議会において、最低賃金額の上昇策に強硬に反対するのは、当然ながら経営側である。労働コストの上昇につながるので、経営側はこれを嫌うのである。ここは経営側に対して、最低賃金額あたりにいる労働者であれば、生活が困難であることの実態を正確に訴えて、経営側の理解を求める努力が必要である。

経営者に次のような質問をすることも有効かもしれない。すなわち、最低賃金額を示して、この額であなたのお子さん、もしくは奥さんが食べて

行けるかどうかを問うのである。自分の家族がこのような低い賃金しか稼いでいないことを知れば、経営的に苦しいことはわかっていても、賃金を上げねばならないことを心情的だけでも理解できるのではないか。心情的に理解してもらえれば、次のステップに進みやすいメリットはある。

ここで重要なことは、最低賃金額のアップの要求を勝ち取るためにには、誰かが犠牲になる必要もある、ということである。最低賃金額のアップがあれば、労働費用の増加があるわけで、その影響力を小さくするために、高額の賃金を受領している労働者において、少額の賃金カットが必要であるということの認識が期待される。その対象としてフルタイムの中高年男性の労働者が中心であるが、経営者の報酬に関してもわずかながらの削減が必要となろう。いわば高額賃金稼得者と経営者の連帯意識に期待が集まる、といってよい。

次に重要なことは、最低賃金額のアップによって、そのあたりにいる労働者の勤労意欲の向上に期待できるという点である。これは労働生産性の上昇につながり、企業にとってもベネフィットとなることの認識である。最低賃金額のアップは一見経営側にとってマイナスと映るが、生産性向上のメリットは無視できないのである。■